

広島県告示第五百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和七年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

大竹市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路三・四・一〇二号駅前油見線

三 事業施行期間

令和七年六月十六日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県大竹市油見一丁目地内

使用の部分

なし